

多機能ホーム きらくの湯

重要事項説明書

1、事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 大喜福社会
- (2) 法人所在地 大分県日田市天瀬町桜竹 1115-87
- (3) 電話番号 0973-26-7810
- (4) 代表者氏名 理事長 飯田哲雄
- (5) 設立年月日 平成 21 年 4 月 1 日

2、事業所の概要 2

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護
指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- (2) 事業所の目的
住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、泊まりサービス、訪問サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 多機能ホーム「きらくの湯」
- (4) 事業所の所在地 大分県日田市天瀬町桜竹 1115-87
- (5) 電話番号 0973-26-7816
- (6) 管理者氏名 高瀬 亮太
- (7) 当事業所の運営方針
利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、泊まりサービス及び訪問サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成 21 年 4 月 1 日
- (9) 登録定員 29 名
(通いサービス定員 18 名、泊まりサービス 9 名)
- (10) 居室等の概要
当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。泊まりサービスの際に利用される居室は個室をご用意させていただいております。
また、居間、食堂、台所、浴室、消防設備他をご用意して対応させていただきます。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	9 室	10.8 m ²
	2 人部屋	なし	—
	合 計	9 室	
居 間		14.4 m ²	
食 堂		80.5 m ²	
台 所		14.4 m ²	
浴 室		29.2 m ²	
消 防 設 備		特定施設水道直結型スプリンクラー設備、消火器	
そ の 他			

3、事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

日田市内

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休（365日）
通いサービス	月～日 9：00～17：00、祝日 9：00～17：00
泊まりサービス	17：00～翌9：00
訪問サービス	随 時

*受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4、職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

*主な職員の配置状況

従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
管理者	1 人	人	1 人	事業内容調整
介護支援専門員	1 人	人	1 人	サービスの調整・相談
介護職員	8 人	人	8 人	日常生活の介護、相談
看護職員	2 人	人	2 人	健康チェック等
介護援助員	1 人		1 人	介護援助等

* 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

＊主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制
1、 管理者	勤務時間：8：00～17：00
2、 介護支援専門員	勤務時間：8：00～17：00
3、 介護職員	主な勤務時間：8：00～17：00 夜間の勤務時間：17：00～翌 8：00 の他、利用者の状況に対応した勤務時間を 設定。
4、 看護職員	勤務時間：8：00～17：00

5、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所は、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の 2 つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)

- (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金が介護保険から給付され、利用者の自己負担の費用は年間収入により異なり 1 割から 3 割の負担の金額となります。

ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについてはご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護計画にさだめます。

「サービスの概要」

ア、通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が簡単な調理をすることができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助をおこないます。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ、訪問サービス

①利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

②訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

③訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- * 医療行為
- * ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- * 飲酒及びご契約者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙
- * ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- * その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ、泊まりサービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

「サービス利用料金」

ア、通い・泊まり・訪問（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は一ヶ月ごとの包括費用（定額）です。（状態に応じた加算があります）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度と年間所得に応じて異なります）

年金収入等	340 万円以上	3 割負担
年金収入等	280 万円以上	2 割負担
年金収入等	280 万円未満	1 割負担

1、ご契約者の 要介護度とサー ビス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	34,500 円	69,720 円	104,580 円	153,700 円	223,590 円	246,770 円	272,090 円
2、サービス利用 に係る自己負担 額（1－2）	3,450 円	6,972 円	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円

＊ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

ただし、入院については一か月の 10 日以内をご利用の場合には、日割りした料金をお支払いいただきます。なお、登録を継続希望される方で、それ以上のご利用については、月ごとの包括料金を規定通りお支払いいただきます。

＊ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」および「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」

利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、宿泊、訪問のいずれかのサービスを実際に利用開始した日。

「登録終了日」

利用者と当事業所の利用契約を終了した日

＊ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる

事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- * ご契約者に提供する食事及び泊まりに係る費用は別途いただきます。(下記(2)ア及びイ参照)
- * 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担を変更します。

イ、加算について

- * 諸加算について利用提供票を参照して下さい。

○初期加算について：初回利用時・又 30 日を超えての入院を経ての再利用・要支援から要介護となった際の利用開始時

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

「サービスの概要と利用料金」

ア、食事の提供（食事代）（R6 年 10 月より変更）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 430 円、昼食 560 円、夕食 560 円、
おきらく弁当 400 円（通い利用時の方のみ）

イ、泊まりに要する費用

ご契約者に提供する泊まりサービスの泊まりに要する費用です。

宿泊代：1,500 円（1 泊につき）

ウ、ご契約者に対する病院受診時の送迎費（要相談）

送迎費： 2,000 円 / 時間（1 時間を超えた場合は、2 時間とみなす）

(R7 年 2 月より変更)

エ、オムツ代

1 枚につき： 実費負担をお願いします。

オ、レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことが出来ます。

（材料費代金等は実費負担をしていただきます随時、相談しながら参加有無確認します）

カ、複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。お支払方法は原則口座振替サービスとなり、ご利用者指定の金融機関より翌月20日に自動引き落としとなります。尚、口座振替サービスの手続きが1ヶ月ほどかかり手続き完了までのお支払方法については、現金又は下記の金融口座へお振込み、または現金支払いとなります

＊大分県農協 日田支店 普通預金 0120557
社会福祉法人大喜福社会 理事長 飯田哲雄

＊日田信用金庫 三芳支店 普通預金 0065144
社会福祉法人大喜福社会 理事長 飯田哲雄

(4) 利用の中止、変更、追加

- ＊ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、泊まりサービス、または訪問サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ＊ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ＊ 5、(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5、(2)の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の 100 %

- ＊ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、泊まりサービス及び訪問サービスを柔軟に組み合わせることによ

り、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6、(短期利用居宅介護)

本事業所は、次の場合に限り、本事業所に登録のない者に対し、短期利用居宅介護を提供する。

- (1) 本事業所の登録者の数が、登録定員未満であること。
 - (2) 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「居宅介護支援専門員」という。）が、緊急に利用することが必要と認めること。
 - (3) 本事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めること。
- 2 短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事業がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 3 短期利用居宅介護の利用に当たっては、居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、本事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(4) 短期利用居宅介護費及び介護予防短期利用居宅介護費について

○ 小規模多機能居宅介護

短期利用居宅介護費（1日につき）

要介護1	5 7 2 円
要介護2	6 4 0 円
要介護3	7 0 9 円
要介護4	7 7 7 円
要介護5	8 4 3 円

介護予防短期利用居宅介護費

要支援1	4 2 4 円
要支援2	5 3 1 円

7、苦情や虐待などの受け付けについて

(1) 当事業所における苦情や虐待の受け付け

当事業所における苦情や虐待などのご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

管理者 高瀬 亮太

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～17：00

また、苦情ボックスを入り口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

日田市長寿福祉課 介護保険係	所在地：日田市 TEL：0973－22－8264、FAX：0973－22－8258 受付時間 9：00～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地：大分市大手町 2－3－12 TEL：097－534－8470、FAX：097－537－8652 受付時間 9：00～17：00
大分県社会福祉協議会	所在地：大分市大津町 2－1－41 TEL：097－558－0300、FAX：097－558－1635 受け時間 9：00～17：00

8、運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため下記のとおり運営推進会議を設置しています。

「運営推進会議」

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市職員、地域包括支援センター職員

民生委員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等（施設長、管理者、介護支援専門員）

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

9、協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関、施設を協力医療機関、バックアップ施設として連携体制を整備しています。

「協力医療機関・施設」

渡辺病院	所在地：日田市大山町西大山 3 4 4 7－4 TEL：5 2－2 0 1 7
北山歯科医院	所在地：日田市大山町西大山 3836-6 TEL：5 2－3 5 5 3
特別養護老人ホーム喜楽苑	所在地：日田市天瀬町桜竹 1115－87 TEL：2 6－7 8 1 0

10、非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を適時、契約者も参加して行います。

「消防用設備」

- ・自動火災報知機・スプリンクラー・非常通報装置・ガス漏れ探知機・非常用照明・誘導灯
消火器

11、サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

平成 21 年 4 月 1 日から施行する

令和 3 年 4 月 1 日介護報酬改定の利用者負担割合、加算変更

令和 5 年 11 月 1 日短期利用（介護予防）居宅介護費の追加